

各区に共通する福祉課題に関する区からの意見等について

東住吉区	
成年後見制度利用支援事業の対象者の拡充を望む。	
意見概要	
<p>知的・精神障がい者の意思決定・権利擁護に際して成年後見制度は重要な制度です。生活保護を受給して生活されている方や非課税程度の就労収入と年金で生活している方でも、助けてくれるような親族もおらず、法的なトラブルに巻き込まれるようなこともあります。現在、大阪市の成年後見制度利用支援事業では市長申立てを行った場合にのみ、後見人等の報酬の助成があります。しかし、市長申立てに該当せずとも成年後見制度を必要とされる方はまだまだたくさんいます。市長申し立てに関わらず、知的・精神障がい者の意思決定・権利擁護のための、生活保護や低所得の方の後見人に対する報酬の助成が必要です。</p>	
回 答	
<p>成年後見制度は、財産管理や日常生活等に支障がある方にとって重要な手段であるにもかかわらず、制度が十分に利用されていないことに鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。</p> <p>本市では法の施行を受け、平成30年度からの「大阪市地域福祉基本計画」の中に「成年後見制度の利用の促進」を盛り込み、市町村計画として位置づける予定としています。</p> <p>その中で、報酬を前提としないボランティアで、後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化に取り組むこととしています。市民後見人の活動は判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。</p> <p>今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、「市民後見人」のバンク登録者を増やす必要があります。市民後見人が地域で行う後見活動を広く周知し、一人でも多くの方のご協力を得ることができるよう養成方法等の工夫に努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ（電話 6208-7974）

西成区	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な相談支援体制の充実と人材育成について ・ 総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みの実施について 	
意見概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な高齢者、障がい者や子育て中の母親等に対する相談支援機関はこれまでも整備されてきたところであるが、西成区では、経済的困窮、アルコール及び薬物関連問題や虐待、就労困難、孤立といった課題を複合的に有する方が多く、解決に向けての支援が容易ではない事例が増加している。このような状況に対して、本人の権利擁護を前提とした総合的及び専門的に対応できる相談支援機関の充実と相談支援体制の構築は欠かせない。また、複雑化した相談に対応できる専門的知識と相談支援能力を有する人材の確保・育成、安定的に設置できるよう、給付水準の向上を図る等必要な施策の検討を望む。 ・ 複合的な課題を抱えた要援護者への支援については、これまで区における課題として取り組みをすすめていたが、抜本的な対策ができていなかった。 平成 29 年度からモデル事業として 3 区で実施されているが、本事業により複合的な課題を抱えた要援護者への支援が期待できるものであることから、当区を含めた全区での早期実施をお願いしたい。 	
回 答	
<p>福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた要援護者を支援するためのしくみづくりを進める必要があります。</p> <p>平成 29 年度に開始したモデル事業においては、区保健福祉センターが中心となり、複合的な課題を抱えた要援護者に対し、様々な分野の相談支援機関や地域の方等が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するとともに、複合的な課題にも的確に対応できる人材の育成に向けて、区役所職員を始め、相談支援機関や地域の関係者を対象とした研修などを実施しているところです。</p> <p>今後、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に向けて、各区において区や地域の実情に応じて事業展開が図られるよう、モデル事業の効果等を十分に検証し、必要な機能や事業実施手法等の選択肢を示してまいります。</p>	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ （電話 6208-7970）